

春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター専門委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター要綱（平成27年7月1日施行）第7条の2の規定により、春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター（以下「権利擁護センター」という。）の円滑な運営に関し専門的な意見を求めるため、春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター専門委員会（以下「専門委員会」という。）について必要な事項を定める。

(意見を求める事項)

第2条 専門委員会において意見を求める事項は、権利擁護センターの運営に関する事項とする。

(組織)

第3条 専門委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 前3号に掲げる者を除き学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者を除き市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 専門委員会に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は、専門委員会の会議を進行する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。